

議案第35号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成12年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「3万360円」を「3万2,700円」に改め、同項第2号中「4万4,320円」を「4万9,230円」に改め、同項第3号中「4万5,540円」を「4万9,590円」に改め、同項第4号中「5万4,640円」を「6万4,690円」に改め、同項第5号中「6万720円」を「7万1,880円」に改め、同項第6号中「7万2,860円」を「8万6,250円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「7万8,930円」を「9万3,440円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「9万1,080円」を「10万7,820円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「10万3,220円」を「12万2,190円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第13号中「12万7,510円」を「18万6,880円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「12万1,440円」を「17万9,700円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号中「11万5,360円」を「17万2,510円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「10万9,290円」を「15万940円」に改め、同号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 16万5,320円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1

号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第5条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 13万6,570円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万8,210円」を「2万480円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万9,140円」を「3万4,860円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「4万2,500円」を「4万9,230円」に改める。

第7条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第12号まで」を「第14号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第5条及び第7条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

第9期おだわら高齢者福祉介護計画の計画期間となる令和6年度から令和8年度までの期間に係る第1号被保険者の保険料率を定めるため提案するものであります。